

議員発案第 1 号

三条市議会政務活動費の月額の特例に関する条例の一部改正について

三条市議会政務活動費の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年8月5日 提出

提出者 三条市議会議員 久 住 久 俊

賛成者 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 酒 井 健

同 三条市議会議員 馬 場 博 文

記

三条市議会政務活動費の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例

三条市議会政務活動費の月額の特例に関する条例（令和 2 年三条市条例第 26 号）
の一部を次のように改正する。

本則中「令和 3 年 3 月」を「令和 4 年 3 月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。